

令和3年 第8回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和3年8月10日(火) 午後1:30~3:30
2. 場所 : 山村開発センター1階 中会議室
3. 出席委員 (8人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	1	田守 和人
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	6	橋端 哲美
職務代理	7	谷地村 久人
委員	8	佐藤 哲
委員	9	佐藤 久美子

4. 欠席委員 (2人) 2番長井進、5番荻沢功
5. 会議書記 事務局主事 服部 優
6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第4 議案第20号 非農地証明願について

(令和3年第8回総会)

議長	議会に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、8番佐藤哲委員にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は8名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第8回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には1番田守和人委員並びに7番谷地村久人職務代理を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に、日程第3、議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。 受付番号第36号、整理番号3の36号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、議案第19号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。 3ページをお開きください。 受付番号36号、整理番号3の36号について説明いたします。 令和3年7月21日付け新農林第159号により、新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。 この案件は、7ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を設定するものから受け手が決定している場合は、一括方式により県の配分計画認可手続きが不要になるため、公告して権利移動します。 農地の所在、地目、面積等の詳細は、3ページの議案書記載のとおりであります。 なお、設定期間は10年で、農地中間機構による使用貸借の設定であります。

	<p>4ページに新郷村長より、新郷村農業委員会会長宛、協議文書の写し、5ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、6ページにあおもり農業支援センターより、新郷村長宛、農地借り入れの協議文書の写し、7ページに農用地利用集積計画の写し、8、9ページに位置図、10ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号36号、整理番号3の36号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番工藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>座ったまま失礼します。</p> <p>議案第19号、受付番号36号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は田で、以前から受け手が耕作しており、今回、特定農作業受委託、いわゆる相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、借り受け後に受け手へ田として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第19号、受付番号3の37号、整理番号3の37号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>11ページをお開きください。</p> <p>受付番号第37号、整理番号3の37号について説明いたします。</p> <p>令和3年7月21日付け新農林第160号により、新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は15ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式により広告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、11ページの議案書記載のとおりであります。なお、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借の設定であります。</p> <p>12ページに新郷村長より、新郷村農業委員会会長宛、協議文書の写し、13ページに農用地利用集積計画広告一覧の写し、14ページにあおもり農業支援センターより、新郷村長宛、農地借り入れの協議文書の写し、15ページに農用地利用集積計画の写し、16、17ページに位置図、18ページに現況写真を添付しておりますので</p>

	参考にしてください。以上で受付番号37号、整理番号3の37の説明を終わります。
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。
事務局	<p>座ったまま失礼します。</p> <p>議案第19号、受付番号37号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は田で、以前から受け手が耕作しており、今回、特定農作業受委託、いわゆる相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、借り受け後に受け手へ田として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に議案第19号、受付番号38号、整理番号3の38号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>19ページをお開きください。</p> <p>受付番号38号、整理番号3の38号について説明いたします。</p> <p>令和3年7月21日付け新農林第161号により、新郷村長から農湯地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。この案件は23ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式により広告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、19ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借の設定であります。</p> <p>20ページに新郷村長より、新郷村農業委員会宛、協議文書の写し、21ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、22ページにあおもり農業支援センターより、新郷村長宛、農地借り入れの協議文書の写し、23ページ農用地利用集積計画の写し、24ページに位置図、25ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号38号、整理番号3の38号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番工藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第19号、受付番号38号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は畠で、以前から受け手が耕作しており、今回、特定農作業受委託、いわゆる相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、借り受け後に受</p>

	<p>受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に議案第19号、受付番号39号、整理番号3の39号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>26ページをお開きください。</p> <p>受付番号39号、整理番号3の39号について説明いたします。</p> <p>令和3年7月21日付け新農林第162号により、新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は30ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式により広告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、26ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借の設定であります。</p> <p>27ページに新郷村長より、新郷村農業委員会会長宛、協議文書の写し、28ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、29ページにあおもり農業支援センターより、新郷村長宛、農地借り入れ協議文書の写し、31、32ページに位置図、33ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号39号、整理番号3の39号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第19号、受付番号39号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は畠で、以前から受け手が耕作しており、今回、特定農作業受委託、いわゆる相対契約からの切り替えにより、農地中間管理機構へ貸し付けし、借り受け後に受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。

	<p>次に、議案第19号、受付番号40号、整理番号3の40号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>34ページをお開きください。</p> <p>受付番号40号、整理番号3の40号について説明いたします。</p> <p>令和3年7月21日付け新農林第163号により、新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は38ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式により広告して権利移動します。</p> <p>なお、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借の設定であります。</p> <p>35ページに新郷村長より、新郷村農業委員会会長宛、協議文書の写し、36ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、37ページにあおもり農業支援センターより、新郷村長宛、協議文書借り入れの協議文書の写し、38ページに農地利用集積計画の写し、39ページに位置図、40ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号40号、整理番号3の40号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番工藤委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第19号、受付番号40号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は畠で、所有者は村外に居住しており、耕作が困難であることから、農地中間管理機構へ貸し付けし、借り受け後に受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第19号、受付番号41号、整理番号3の41号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>41ページをお開きください。</p> <p>受付番号41号、整理番号3の41号について説明いたします。</p> <p>令和3年7月21日付け新農林第164号により、新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は45ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式により広告して権</p>

	<p>利移動します。農地の所在、地目、面積等の詳細は、41ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は10年で農地中間管理職による使用貸借の設定であります。</p> <p>42ページに新郷村長より、新郷村農業委員会会長宛、協議文書の写し、43ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、44ページにあおもり農業支援センターより、新郷村長宛、農地借り入れの協議文書の写し、46ページに位置図、47ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号41号、整理番号3の41号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第19号、受付番号41号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は畠で、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けし、借り受け後に受け手へ畠として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に議案19号、受付番号42号、整理番号3の42号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>48ページをお開きください。</p> <p>受付番号42号、整理番号3の42号について説明いたします。</p> <p>新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は52ページの農地利用集積計画のとおり、一括方式により広告して権利移動します。農地の所在、地目、面積等の詳細は、48ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は10年で農地中間機構による使用貸借の設定であります。</p> <p>49ページに新郷村長より、新郷村農業委員会会長宛、協議文書の写し、50ページに農地利用集積計画広告一覧表の写し、51ページにあおもり農業支援センターより、新郷村長宛、農地借り入れの協議文書の写し、52ページに農地利用集積計画の写し、53ページ位置図、54ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号42号、整理番号3の42号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番工藤委員から報告を求めま</p>

	す。
事務局	<p>議案第19号、受付番号42号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は田で、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けし、借り受け後に受け手へ田として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>次に、議案第19号、受付番号43号、整理番号3の43号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>55ページをお開きください。</p> <p>受付番号43号、整理番号3の43号について説明いたします。</p> <p>令和3年7月21日付け新農林第166号により、新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は59ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式により広告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、55ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借の設定であります。</p> <p>56ページに新郷村長より、新郷村農業委員会会長宛、協議文書の写し、57ページに農用地利用集積計画広告一覧表の写し、58ページにあおもり農業支援センターより、新郷村長宛、農地借り入れ協議文書の写し、59ページに農地利用集積計画の写し、60ページに位置図、61ページ現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号43号、整理番号3の43号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案第19号、受付番号43号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は田で、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けし、借り受け後に受け手へ田として貸し付けするものであります。</p> <p>現地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明について、質疑、意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	質疑意見なしと認めます。

	<p>次に、議案第19号、受付番号44号、整理番号3の44号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
	<p>62ページをお開きください。</p> <p>受付番号44号、整理番号3の44号についての説明をいたします。</p> <p>令和3年7月21日付け新農林第167号より、新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>この案件は、66ページの農用地利用集積計画のとおり、一括方式により広告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、62ページの議案書記載のとおりであります。</p> <p>なお、設定期間は2年で農地中間管理機構による使用貸借の設定であります。</p> <p>63ページに新郷村長より、新郷村農業委員会会長宛、協議文書の写し、64ページに農用地利用集積計画広告一覧の写し、65ページにあおもり農業支援センターより、新郷村長宛、農地借り入れの協議文書の写し、66ページに農用地利用集積計画の写し、67ページに位置図、68ページ現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号44号、整理番号3の44号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を4番工藤委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第19号、受付番号44号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>申請地は田で、所有者が労働力不足で耕作できない状況にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けし、借り受け後に受け手へ田として貸し付けするものであります。</p> <p>地の状況から周辺農地への支障は無く、また、耕作放棄地防止及び景観上の観点からも問題は無いと思われます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第19号、受付番号第36号から第44号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第19号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第4議案第20号非農地証明願いについてをいたします。受付番号第4号について審議に付します。</p>

	事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	<p>69ページをお開きください。</p> <p>日程第4議案第20号、非農地証明について、ご説明いたします。</p> <p>農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否か（農地・非農地）の判断を別紙のとおり依頼があったので審議を求めるものです。</p> <p>70ページをお開きください。</p> <p>受付番号第4号について内容を説明いたします。</p> <p>受付番号第4号の非農地証明願いは、令和3年7月21日に申請があり、同日に受付しております。</p> <p>農地の所在、地目、面積等の詳細は、70ページの議案書記載のとおりです。</p> <p>非農地に至った事由については、所有者の労働不足により、耕作が困難になつたため山林の状態になっており、農地に復元することが困難な状況にあるためです。</p> <p>71ページに非農地証明願いの写し、72ページから75ページに登記事項証明書の写し、76、77ページ位置図、78ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号4号の説明を終わります。</p>
議長	ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番橋端委員から報告を求めます。
事務局	<p>議案第20号、受付番号4号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>以前は田畠として耕作していましたが、所有者の労働力不足のため、現在は山林状態であることから、農地への復元は困難と思われます。</p> <p>よって、非農地証明の交付は問題ないと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第20号、受付番号第4号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第20号は原案のとおり決定しました。</p> <p>以上で、本日の議案はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和3年第8回新郷農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和 3年 8月 10日

議 長 日向 將行

署名者 田守 和人

署名者 谷地村 久人